

○春日井市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（抜粋）

第4章 廃棄物減量等推進審議会

（設置）

第16条 一般廃棄物の減量及び再利用の促進等に関する事項を審議するため、春日井市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（委員）

第17条 審議会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- （1） 市民
- （2） 事業者
- （3） 学識経験者
- （4） 市職員

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。